

令和6年1月26日（金）  
第171回市町村職員を対象とするセミナー



# 「在宅医療における各職種の間わりについて」 （訪問栄養食事指導）

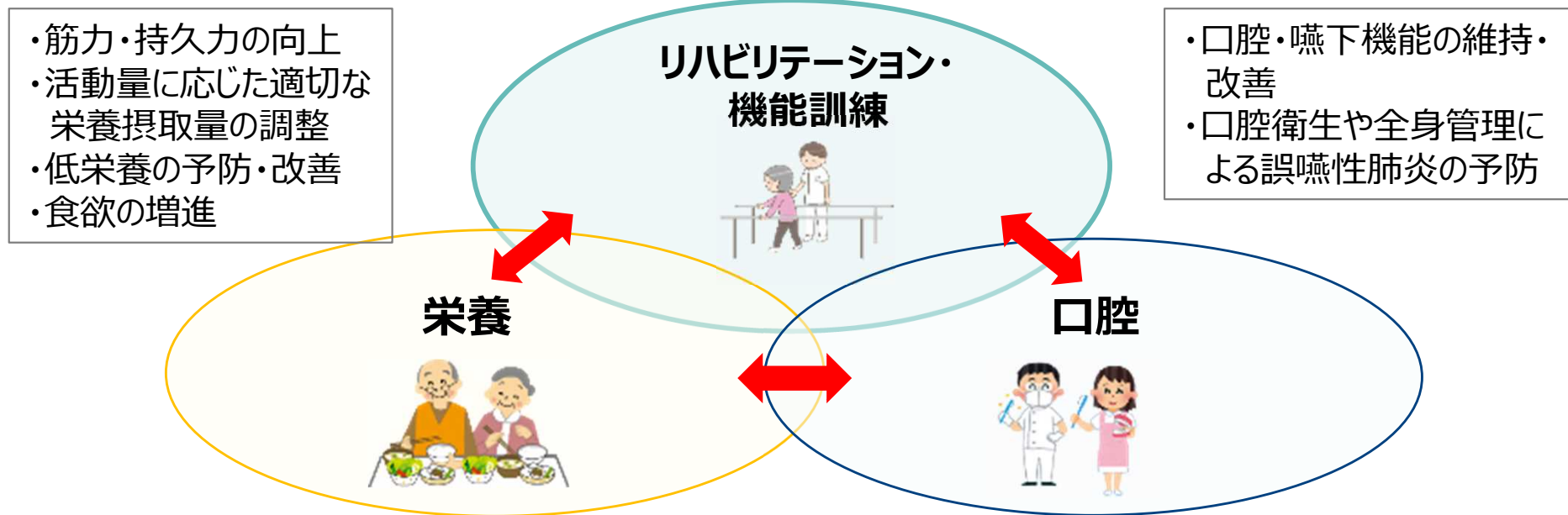
厚生労働省医政局地域医療計画課

外来・在宅医療対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

リハビリ、栄養、口腔の取組は一体となって運用されることで、より効果的な自立支援・重度化予防につながることを期待される。

医師、歯科医師、リハ専門職、管理栄養士、歯科衛生士等の多職種による総合的なリハ、機能訓練、口腔・栄養管理



適切な食事形態・摂取方法の提供 ・食事摂取量の維持・改善 ・経口摂取の維持

- リハビリの負荷又は活動量に応じて、必要なエネルギー量や栄養素を調整することが、筋力・持久力の向上及びADL維持・改善に重要である。
- 誤嚥性肺炎の予防及び口腔・嚥下障害の改善には、医科歯科連携を含む多職種連携が有効である。
- 口腔・嚥下機能を適切に評価することで、食事形態・摂取方法の提供及び経口摂取の維持が可能となる。

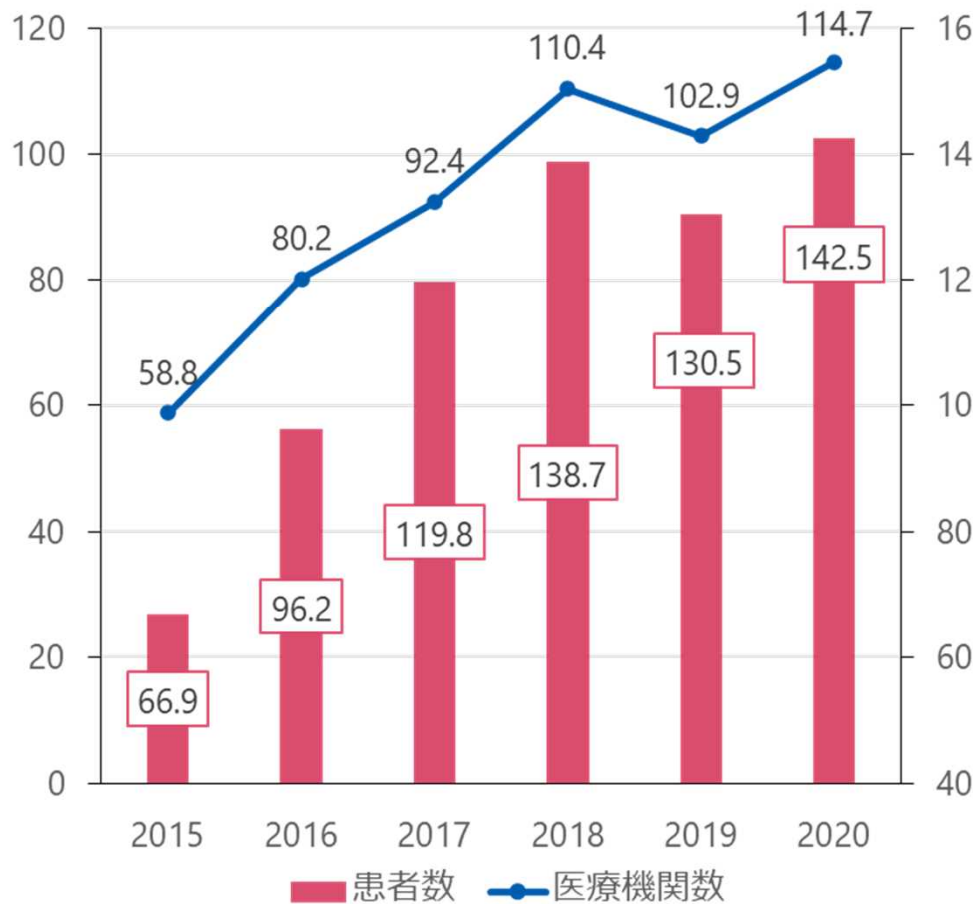
# 在宅での栄養食事管理の実施状況について

第12回第8次医療計画  
等に関する検討会  
令和4年8月4日

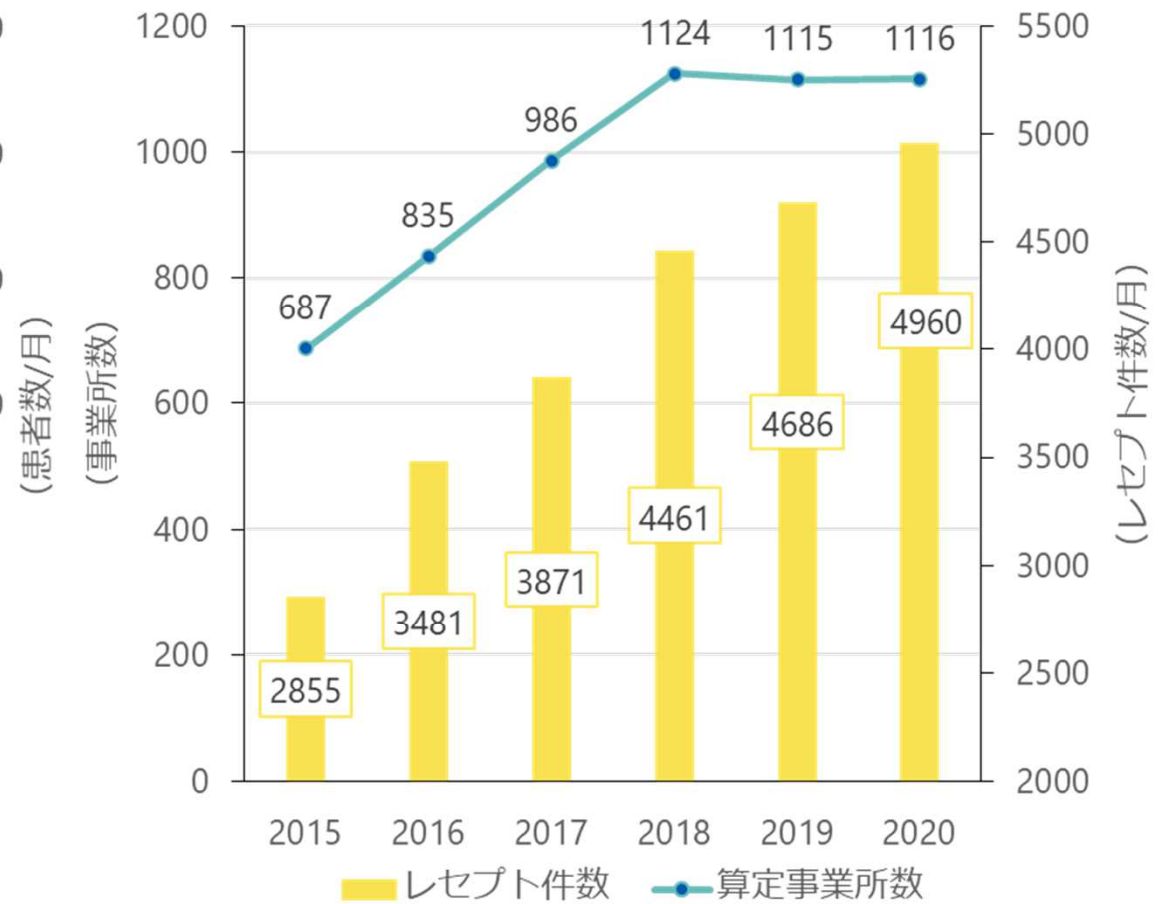
資料  
1

- 在宅患者訪問栄養食事指導料を算定している医療機関数や患者数は、増加している。
- 管理栄養士による居宅療養管理指導の算定事業所数は横ばいであるが、レセプト件数は年々増加している。
- 在宅での栄養食事管理の対象となっている患者は、要介護認定を受けている患者がほとんどである。

### 在宅患者訪問栄養食事指導



### 管理栄養士による居宅療養管理指導



【出典】国保データベース（KDB）（2015～2020年度診療分）  
算定項目：在宅患者訪問栄養食事指導料  
※医療機関数：1ヶ月あたりにサービス算定をした事業所数  
※月当たりの平均患者数  
※京都府を除く

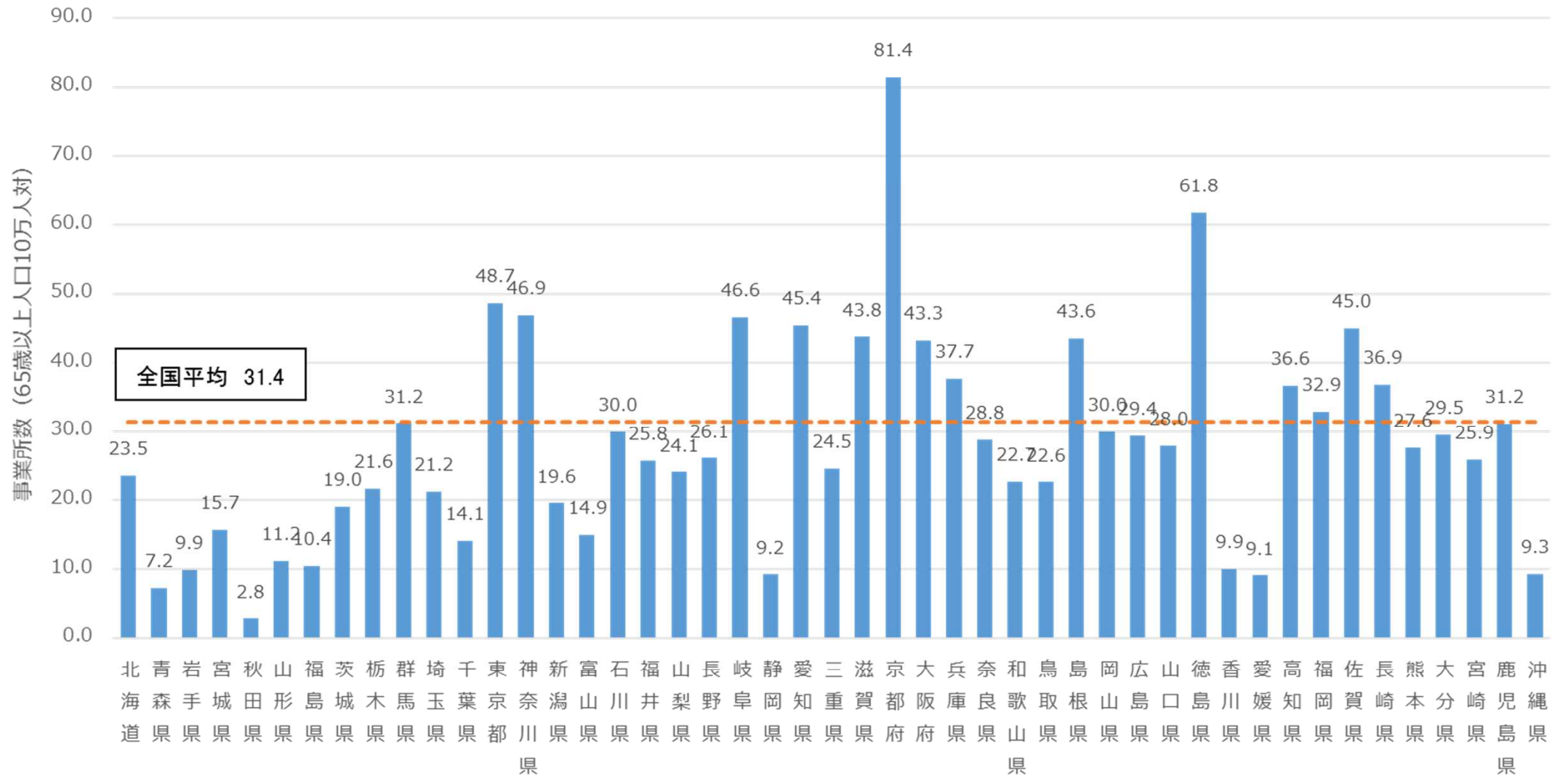
【出典】介護DB 任意集計（2015～2020年度分）  
サービス種類：管理栄養士居宅療養Ⅰ～Ⅲ、介護予防管理栄養士居宅療養Ⅰ～Ⅲ  
※事業所数：サービス算定をした事業所数  
※レセプト件数：サービスのレセプト件数/月（年度のサービスのレセプト件数を12で除した値）  
※県外の事業所による算定は除く

# 管理栄養士による居宅療養管理指導の算定事業所数（都道府県別）

第5回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ  
令和4年7月28日

資料

- 管理栄養士による居宅療養管理指導を算定している事業所の数の分布は、全国でばらつきがある。



【出典】  
 介護DB 任意集計（2019年度分）を基に、医政局地域医療計画課にて集計  
 サービス種類：管理栄養士居宅療養Ⅰ～Ⅲ、介護予防管理栄養士居宅療養Ⅰ～Ⅲ  
 ※事業所数：サービス算定をした事業所数を、住民基本台帳人口（2020年1月）による都道府県別の65歳以上人口で除して作成  
 ※県外の事業所による算定回数は除く

## 【医療計画の策定】

都道府県



- ・在宅医療における栄養食事管理を行う体制について、指標例に記載することで把握が可能
- ⇒在宅療養者への栄養食事管理ができる医療機関について把握する仕組み作りへ
- ⇒在宅療養者への栄養指食事理ができる管理栄養士の数を把握する仕組み作りへ
- ⇒在宅療養者への栄養食事管理ができる管理栄養士を養成するために、栄養士会等と連携
- ・多職種が連携して在宅療養者への医療や栄養ケアを行うことにより、患者のニーズが把握も容易となる

## 在宅療養患者

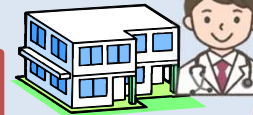
- ・栄養に関する情報について、入院医療機関と在宅医療機関での連携、多職種間での情報共有・連携を進める



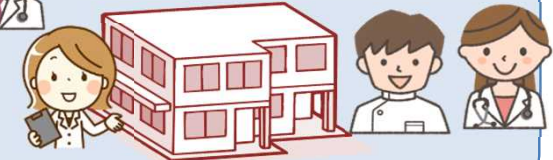
情報共有

医療機関等

病院・有床診療所



在宅療養支援病院



栄養食事管理

- 在宅療養支援病院・診療所に、  
(診療報酬上の)
- ・管理栄養士の配置の基準を作る
  - ・栄養に関する評価項目を入れる

情報共有

栄養食事管理

在宅療養支援診療所

診療所

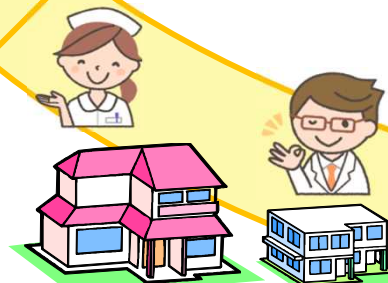


- ・管理栄養士の雇用を増やす
- ・栄養ケア・ステーションとの連携を進める

介護サービス事業所



訪問看護事業所 薬局 等



# 在宅医療の体制構築に係る指針

〈在宅医療の体制構築に係る指針（令和5年5月26日）より栄養関連部分を抜粋〉

## 第1 在宅医療の現状

### 2 在宅医療の提供体制

#### (2) 日常の療養生活の支援

##### ③ 訪問歯科診療

近年、口腔の管理が誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔と全身との関係について広く指摘されており、口腔の管理の重要性が高まっている。こうした観点から、歯科医師だけでなく、歯科衛生士の口腔の管理へのより一層の関わりが期待されている。今後は地域の実情を踏まえ、歯科診療所と後方支援機能を有する歯科医療機関との連携や医科歯科連携を更に推進していくことが求められている。

##### ④ 訪問薬剤管理指導

高度な薬学管理等を充実させ、多様な病態の患者への対応やターミナルケアへの参画等を推進するため、麻薬調剤や無菌製剤処理、小児への訪問薬剤管理指導、24時間対応が可能な薬局の整備が必要である。そのため、地域医療介護総合確保基金等を活用し、医療機関等と連携して行われる研修や、カンファレンス等への参加を通じて、在宅医療に関わる薬剤師の資質向上を図ることが重要である。また、都道府県の薬務主管課と医務主管課が連携し、地方薬事審議会等を活用して、麻薬調剤や無菌製剤処理等の高度な薬学管理が可能な薬局の整備状況や実績について把握・分析を行い、在宅医療に必要な医薬品等の提供体制を構築することが求められている。

##### ⑤ 訪問リハビリテーション

今後、在宅療養患者が居宅において生活機能の回復・維持を図る観点を踏まえ、医療機関におけるリハビリテーション（急性期・回復期）から、地域における居住生活の維持向上を目指す生活期リハビリテーションを切れ目なく提供できる体制の整備が求められる。

##### ⑥ 訪問栄養食事指導

今後、訪問栄養食事指導を充実させるためには、管理栄養士が配置されている在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、管理栄養士が所属する地域密着型の拠点である栄養ケア・ステーション※等の活用も含めた体制整備を行うことが求められる。

※ 栄養ケア・ステーションには、（公社）日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」と（公社）日本栄養士会が事業者等を個別に認定する「認定栄養ケア・ステーション」がある。

## 第2 医療体制の構築に必要な事項

### 2 各医療機能と連携

#### (2) 日常の療養支援が可能な体制【日常の療養支援】

##### ② 在宅医療に係る機関に求められる事項

- ・ 身体機能及び生活機能の維持向上のための口腔の管理・リハビリテーション・栄養管理を適切に提供するために、関係職種間で連携体制を構築すること
- ・ 日常生活の中で、栄養ケア・ステーション等と連携し、患者の状態に応じた栄養管理を行うことや適切な食事提供に資する情報を提供するための体制を構築すること
- ・ 在宅療養患者への医療・ケアの提供にあたり、医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示により、患者の病態に応じて、適切な時期にサービスが提供される必要がある

# 在宅医療の体制構築に係る現状把握のための指標例

	退院支援	日常の療養支援	急変時の対応	看取り
ストラクチャー	● 退院支援担当者を配置している診療所・病院数	● 訪問診療を実施している診療所・病院数	● 往診を実施している診療所・病院数	● 在宅看取り（ターミナルケア）を実施している診療所・病院数
	● 退院支援を実施している診療所・病院数	● 小児の訪問診療を実施している診療所・病院数	● 在宅療養後方支援病院数	● ターミナルケアを実施している訪問看護ステーション数
	● 介護支援連携指導を実施している診療所・病院数	● 機能強化型在宅療養支援診療所・病院数、在宅療養支援診療所・病院数		
	● 退院時共同指導を実施している診療所・病院数	● 訪問看護事業所数、従事者数	● 24時間体制を取っている訪問看護ステーション数、従事者数	
	● 退院後訪問指導を実施している診療所・病院数	● 機能強化型の訪問看護ステーション数		
		● 小児の訪問看護を実施している訪問看護ステーション数		
		● 歯科訪問診療を実施している診療所・病院数		
		● 在宅療養支援歯科診療所数		
		● 訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数		
		● 在宅で活動する栄養サポートチーム（NST）と連携する歯科医療機関数		
	● 訪問薬剤管理指導を実施している薬局・診療所・病院数			
	● 在宅医療チームの一員として小児の訪問薬剤管理指導を実施している薬局数	● 24時間対応可能な薬局数		
	● 麻薬（持続注射療法を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を実施している薬局数、無菌製剤（TPN輸液を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を実施している薬局数			
	● 訪問リハビリテーションを実施している診療所・病院・介護老人保健施設・介護医療院数			
	● 訪問栄養食事指導を実施している診療所・病院数			
プロセス	● 退院支援（退院調整）を受けた患者数	● 訪問診療を受けた患者数	● 往診を受けた患者数	● 在宅ターミナルケアを受けた患者数
	● 介護支援連携指導を受けた患者数	● 小児の訪問診療を受けた患者数		● 訪問看護によるターミナルケアを受けた利用者数
	● 退院時共同指導を受けた患者数	● 訪問看護利用者数		● 看取り数（死亡診断のみの場合を含む）
	● 退院後訪問指導を受けた患者数	● 小児の訪問看護利用者数		● 在宅死亡者数
		● 訪問歯科診療を受けた患者数		
		● 歯科衛生士を帯同した訪問歯科診療を受けた患者数		
		● 訪問口腔衛生指導を受けた患者数		
		● 訪問薬剤管理指導を受けた患者数		
		● 小児の訪問薬剤管理指導を受けた患者数		
		● 麻薬（持続注射療法を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を受けた患者数、無菌製剤（TPN輸液を含む）の調剤及び訪問薬剤管理指導を受けた患者数		
	● 訪問リハビリテーションを受けた患者数			
	● 訪問栄養食事指導を受けた患者数			
アウトカム				

（●は重点指標）